



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

712	一般競争入札による落札者の決定	(管財課).....	1
713	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	2
714	〃	( 〃 ).....	2
715	〃	( 〃 ).....	3
716	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	3
717	生活保護法による医療機関の指定	( 〃 ).....	4
718	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	4
719	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	4
720	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	( 〃 ).....	6
721	保安林予定森林	(森林整備課).....	6
722	保安林の指定施業要件変更予定	( 〃 ).....	7
723	〃	( 〃 ).....	7
724	〃	( 〃 ).....	7
725	〃	( 〃 ).....	8
726	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	( 〃 ).....	8
727	土地収用法に基づく手続の開始	(用地対策課).....	9

### ○ 選挙管理委員会告示

47	政治団体の届出事項の異動の届出	.....	9
48	資金管理団体の届出事項の異動の届出	.....	10
49	資金管理団体の指定の取消しの届出	.....	10
50	政治団体の解散の届出	.....	10
51	政治団体の設立の届出	.....	11

### ○ 監査委員告示

1	包括外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議	.....	11
---	-------------------------------	-------	----

### ○ 警察本部告示

3	捜査支援移動式カメラシステム購入に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	.....	12
---	--	-------	----

### ○ 公告

	入札公告	(警察本部).....	14
--	------	-------------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第712号

和歌山県公有財産管理・ファシリティマネジメントシステム構築・運用保守業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年6月2日

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
和歌山県公有財産管理・ファシリティマネジメントシステム構築・運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県総務部総務管理局管財課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成29年5月17日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社オーイーシー  
大分県大分市東春日町17番57号
- 5 落札金額  
総額47,771,337円(うち消費税及び地方消費税の額3,538,617円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成29年4月7日

**和歌山県告示第713号**

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成29年6月22日まで縦覧に供する。

平成29年6月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日  
平成29年5月22日
- 2 名称  
特定非営利活動法人きのくに福祉会
- 3 代表者の氏名  
小西一夫
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県岩出市根来588番地の7
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、「地域とともに」をスローガンにすべての人々に対して介護、福祉、人材育成に関する事業を行い地域福祉に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第714号**

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成29年6月23日まで縦覧に供する。

平成29年6月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日  
平成29年5月23日
- 2 名称  
特定非営利活動法人和歌山勝手連ネットワーク
- 3 代表者の氏名  
得津修司
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県和歌山市新在家150番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、自治会組織とは関係なく、独立した組織として自由意志に基づき、独自の視点で活動し、住民が自発的に声を発してゆき、その一人ひとりの意見を社会に反映させる事を目的とします。

**和歌山県告示第715号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成29年6月26日まで縦覧に供する。

平成29年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日  
平成29年5月24日
- 2 名称  
特定非営利活動法人くまさん
- 3 代表者の氏名  
日下崇
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県東牟婁郡串本町潮岬207番地の1
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、障害のあるもの（先天的障害者・後天的障害者・高齢者）並びに障害のある者を介助する者等に対して、介護保険法・自立支援法に基づく支援事業、及び福祉サービスに関する事業を行い、もって社会福祉の向上を目指し、又スポーツ・音楽等を通じてお互いが交流し、こころ豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第716号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
橋医新 51-26	藤堂医院	橋本市三石台1-3-11	平成 29. 1. 27

海南医新 1-26	倉橋内科医院	海南市船尾186-80	平成 29.3.31
田医新 58-26	福原医院	田辺市朝日ヶ丘13-24	平成 29.3.31
橋医新 11-26	石神医院	橋本市三石台2-2-19	平成 29.3.31
紀医新 54-27	西田整形外科	紀の川市貴志川町長山30-1	平成 29.3.31

## 和歌山県告示第717号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成29年6月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀医新 57-29	医療法人礼仁会西田整形外科	紀の川市長山30-1	平成 29.4.1
橋医新 68-29	めがね先生の上田こどもクリニック	橋本市紀見字椿原591-6	平成 29.5.1
橋薬新 36-29	ごんべえドリ薬局紀見店	橋本市紀見字椿原591-1	平成 29.5.1
田医新 79-29	神島心療内科	田辺市たきない町1番8号	平成 29.5.9
岩医新 42-29	岩出こころの診療所	岩出市備前42 プチツール1-D	平成 29.5.15

## 和歌山県告示第718号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成29年6月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年 月 日
3012300 509	介護センターよろこび	新宮市蜂伏9番26号	重度訪問介護	株式会社よろこび	新宮市蜂伏9番26号	平成 29.5.31

## 和歌山県告示第719号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売

店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス有田川店  
和歌山県有田郡有田川町大字下津野字南垣内1000外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成30年1月23日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,658㎡
- 6 駐車場の収容台数  
65台
- 7 駐輪場の収容台数  
23台
- 8 荷さばき施設の面積  
32㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
9.0㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後9時50分
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
敷地西側2箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日  
平成29年5月22日
- 15 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355-1）  
有田川町商工観光課（有田郡有田川町大字中井原136-2）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成29年6月2日から同年10月2日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第720号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パワー和歌山インター店

和歌山県和歌山市小豆島字院田53番地1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成29年和歌山県告示第72号

3 意見の概要

- (1) 予測結果に反し、等価騒音レベルが環境基準値を超え、近隣住民からの苦情の申立てがあれば、対策を検討してください。
- (2) 市道との出入口部については、車両及び歩行者等の安全対策のため、安全施設の設置等について、検討してください。
- (3) 子供が被害者となるような駐車場内での事故の防止に努めてください。
- (4) 当該店舗及び隔地駐車場は、紀伊小学校の通学路に接しています。通学路の安全確保について十分配慮し、子供たちが駐車場に出入する車両等による事故にあわないよう、万全の対策を講じてください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成29年6月2日から同年7月3日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第721号**

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町相瀬字横平ラ255（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字横平ラ255（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第722号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第723号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第724号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年6月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第725号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年6月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第726号

平成29年和歌山県告示第638号(以下「告示第638号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年6月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 所在が不明である通知の相手方  
森下昌宜  
上田とき  
小林あや子  
畔川巖  
裕宏之



海瀬恵次郎  
 曾和良子  
 赤岩正文  
 平松保次  
 橋本貞一  
 小南剛

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
 告示第638号のとおり

**和歌山県告示第727号**

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第34条の規定による申立てがあったので、法第34条の3の規定により次のとおり告示する。

平成29年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 起業者の名称 和歌山県
- 2 事業の種類 一般国道370号改築工事（阪井バイパス及び木津バイパス・和歌山県海南市重根字伏山地内から同市木津字木津阪地内まで）
- 3 手続が開始される土地
  - (1) 収用の手続が開始される土地  
 和歌山県海南市重根字伏山並びに阪井字龍部、字池ノ内、字大沼谷、字野添、字有原及び字大西地内
  - (2) 使用の手続が開始される土地  
 和歌山県海南市重根字伏山並びに阪井字龍部、字池ノ内、字大沼谷、字野添、字有原及び字大西地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所  
 海南市役所

**選挙管理委員会告示**

**和歌山県選挙管理委員会告示第47号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年6月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
日本のことを大切に する党和歌山 市議会第一支部	浦平美博	主たる事務所の 所在地	和歌山市松江北一丁目1- 34	和歌山市梅原77-17	平成 26. 9. 26
		会計責任者	浦平美博	正木潤	平成 28. 4. 1

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日

はまだまさみ後援会	嶋育世	代表者	嶋育世	角口育世	平成 29.3.13
北村ななみ後援会	北村奈七海	主たる事務所の所在地	新宮市五新2-17	新宮市野田9-1	平成 28.11.1
山下大輔後援会	山下大輔	会計責任者	山下孝善	野志幸司	平成 29.4.1
玉木ひさと後援会	星畑克己	主たる事務所の所在地	有田市古江見15番地 川口ビル3階	有田市宮原町道335	平成 29.4.14
上山ひさし後援会	江川真司	主たる事務所の所在地	有田市千田220	有田市辻堂697-1	平成 29.4.19
なみかわてつじ後援会	並河哲次	政治団体の名称	なみかわてつじ後援会	若参政	平成 29.4.20
宮井あきら後援会	宮井章	主たる事務所の所在地	田辺市中辺路町栗栖川29-1-163	田辺市中辺路町栗栖川14-2-24	平成 29.4.30

## 和歌山県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年6月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
並河哲次	なみかわてつじ後援会	資金管理団体の名称	なみかわてつじ後援会	若参政	平成 29.4.20

## 和歌山県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年6月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
山下大輔	山下大輔後援会	平成 29.4.19

## 和歌山県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年6月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
日本のこころを大切にすゝる党和歌山市議会第一支部	浦平美博	平成29.3.31

## その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
小西政宏と未来の橋本のカタチにする会	高井基充	平成29.3.3
山下大輔後援会	山下大輔	平成29.4.19
松林洋行後援会	上川和良	平成29.4.24
真砂みよ子後援会	小阪英二	平成29.4.28

## 和歌山県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があつたので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年6月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

## その他の政治団体

## 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
小西政宏と未来の橋本をカタチにする会	小西政宏	小西政宏	橋本市隅田町下兵庫517-2 3F	平成29.3.3

## 監査委員告示

## 和歌山県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人坂井俊介の監査の事務を補助させることができる旨の協議が整つたので、次のとおり告示する。

平成29年6月2日

和歌山県監査委員 江 川 和 明  
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
 和歌山県監査委員 濱 口 太 史  
 和歌山県監査委員 鈴 木 太 雄

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
池田学	大阪府大阪市西淀川区姫里三丁目11番30号	平成29年5月24日から平成30年3月31日まで

西脇弘	兵庫県西宮市名次町4番27号	平成29年5月24日から 平成30年3月31日まで
駒井健二郎	大阪府高槻市真上町二丁目16番31号	平成29年5月24日から 平成30年3月31日まで
前橋佑也	大阪府大東市住道一丁目8番8号 メゾンパティオ住道306号	平成29年5月24日から 平成30年3月31日まで
永田祐司	京都府京都市左京区鹿ヶ谷法然院町8番地3	平成29年5月24日から 平成30年3月31日まで

## 警察本部告示

### 和歌山県警察本部告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、捜査支援移動式カメラシステム購入に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成29年6月2日

和歌山県警察本部長 宮 沢 忠 孝

#### 1 一般競争入札に付する業務の名称等

##### (1) 購入物品の名称及び数量

捜査支援移動式カメラシステム 80式

##### (2) 購入物品の仕様等

捜査支援移動式カメラシステム仕様書（以下「仕様書」という。）による。

#### 2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成29年6月2日（金）において、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

(5) この入札に係る購入物品と同種の売買契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(7) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないも

の)

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 申請者の物品購入業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ及びクからコマまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成29年6月2日（金）から同月16日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成29年6月2日（金）から同月22日（木）までの間に和歌山県警察本部警務部会計課（以下「会計課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 4 入札説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

##### (2) 日時

平成29年6月8日（木）午前10時

#### 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成29年6月2日（金）から同年7月5日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、平成29年7月5日（水）午後4時までに6に掲げる場所に必着しなければならない。

#### 6 資格審査申請書類の配布の場所

会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

#### 7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、平成29年7月11日（火）までに通知するものとする。

#### 8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成29年7月14日（金）午後4時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、平成29年7月20日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

## 公 告

### 入 札 公 告

捜査支援移動式カメラシステム購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成29年6月2日

和歌山県警察本部長 宮 沢 忠 孝

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度  
平成29年度
- (2) 購入物品の名称及び数量  
捜査支援移動式カメラシステム 80式
- (3) 履行期限  
平成29年11月30日
- (4) 購入物品の仕様等  
捜査支援移動式カメラシステム仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (5) 納入場所  
仕様書のとおり。
- (6) 入札金額  
総額で入札することとする。

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成29年和歌山県警察本部告示第3号に規定する捜査支援移動式カメラシステム購入の一般競争入札参加資格を有する者であること。

#### 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所  
和歌山県警察本部警務部会計課（以下「会計課」という。）  
和歌山市小松原通一丁目1番地1  
郵便番号 640-8588  
電話番号 073-423-0110（代表）  
ファクシミリ番号 073-423-0120

- (2) 期間

平成29年6月2日（金）から同月16日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

#### 4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

- (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。
  - ア 場所  
3の（1）に同じ。

## イ 期間

3の(2)に同じ。

- (2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成29年6月2日（金）から同月22日（木）までの間に会計課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

## 5 入札説明会の場所及び日時

## (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

## (2) 日時

平成29年6月8日（木）午前10時

## 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部本部1階 会議室8

## イ 入札日時

平成29年7月25日（火）午後1時30分

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを提出するものとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により、平成29年7月24日（月）午後5時までに会計課に必着するように行わなければならない。

## 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

## 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第

94条までの規定に定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 契約書作成の要否

要

#### 13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

#### 15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

#### 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Investigation Support High Sensitive camera System, 80 units

- (2) Time limit for tender :

1:30 p.m. Tuesday 25 July 2017 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Monday 24 July 2017)

- (3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters



Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL:073-423-0110

FAX:073-423-0120